

令和8年4月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和8年4月28日（火）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時25分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員10名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、補佐、主査、主事
- 7 議題等
第6号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第7号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
報告事項4 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	<p>本日は御多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、10名です。定足数に達しておりますので、これより4月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、御異議ございませんか。</p>
委 員	【異議なしの声】
会 長	<p>飯沼勝則委員、杉原圭子委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件としては、第6号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が1件、第7号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」が1件でございますのでよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは早速ですが、第6号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
補 佐	<p>それでは、第6号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。この議案は、農地法第3条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につ</p>

	<p>きましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>第6号議案の説明は、以上でございます。農地法に関する許可基準から見た意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
横井利夫 委 員	<p>4月17日、森下委員、水野委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は二箇所、一つ目の城前町城前の土地は、城山レストハウスから城山街道を挟んだ南側に位置しており、二つ目の新居町木の本の土地は、名鉄瀬戸線尾張旭駅から西へ約200メートル、鉄道沿いに位置しております。周辺状況は、両土地とも田んぼに囲まれています。</p> <p>譲受人につきましては、現在東印場町二反田で農業を営んでいる方です。申請地の近辺に住んでいるので、作業効率よく事業を拡大するという点でも、納得がいく状況かと思えます。</p> <p>また申請地は、譲り渡し人が現在耕作を営んでおり、本件による周辺への影響はないと思われます。</p> <p>譲渡人についてですが、高齢による規模の縮小を望んでおり、耕作放棄地となる恐れを考えると、今回の権利移転は妥当と思われます。</p> <p>以上のことから調査員の意見としては、許可相当と思われます。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。第6号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
森下幸夫 委 員	<p>譲渡人と譲受人は、どのような関係で、売買価格は妥当なのでしょう。また、譲受人は夫婦で農業を営まれているようですが、妻側が購入している点、賃貸借ではなく購入するに至った点に何か理由があるのでしょうか。</p>
次 長	<p>譲渡人と譲受人関係は親戚等血縁関係にはありません。売買価格についても双方の合意によるものです。譲受人に関し、御夫婦のうち妻が購入に至った点については、妻が市内で農業を熱心に営んでおられ、夫は会社員のため、主たる耕作者及び農地所有者については妻となっています。また、賃貸借ではなく購入に至った点については、トラクター等の置き場として利用される予定だと聞いております。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、これより採決に移ります。第6号議案について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、第6号議案については、許可することに決まりました。</p>

	<p>続いて、第7号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、事務局から説明をお願いします。</p>
補佐	<p>それでは、第7号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」説明します。</p> <p>この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、尾張旭市が作成した農用地利用集積等促進計画の案について、農業委員会の意見を徴収するものでございます。</p> <p>内容につきましては、別紙調書のとおりです。まとめて説明しますので、一括して御審議をお願いします。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>なお、借受希望者は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に該当していることを申し添えます。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いします。</p>
会長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。第7号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
水野政起 委員	<p>賃借料について、耕作しにくい土地でも10アールあたり6,000円で一律です。機械を使用するため、区画が小さいと耕作しにくく、そういった土地は単価を上げるなど、見直し等を検討をされていますか。</p>
次長	<p>単価についてはオペレーターを含め農家全体と市とで決めております。単価の設定については、どの農地でも一律とし、オペレーターには区域ごとに受けていただくという運用をしています。</p> <p>区画が小さいと耕作しにくいいため、畔を切って区画を広くする、ということはやっていこうと思っています。</p>
松原正平 委員	<p>畔をなくしていくというのは、他の地区でもやっていく方向ですか。</p>
次長	<p>水田については、土地の高低差等の課題はありますが、市内全域でやっていく方向です。</p>
局長	<p>資材や燃料費高騰等、農業経営を続けることに支障が出るような状況が起こりえる中で、市として、畔をとるなどの環境整備を進めていかなければならないと思っています。農地に関する困りごと等の相談を受けた場合などは、市へおつなぎいただければと思っています。</p>
会長	<p>他に質問もないようですので、採決に移ります。第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>【挙手全員】</p>
会長	<p>挙手全員により、第7号議案については、賛成することに決定しました。</p>

会 長	<p>これもちまして本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。報告事項4「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」、事務局より説明をお願いします。</p>
補 佐	<p>それでは、報告事項4「農地法第4条及び5条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>まず1の農地法第4条による届出は、1件で、合計面積は281平方メートルです。</p> <p>次に2の農地法第5条による届出は、8件で、合計面積は2,548.54平方メートルです。</p> <p>詳細は、別紙調書のとおりです。</p> <p>なお、これらの届出については、市街化区域内の農地の転用であり、既に事務局において内容を審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
荒谷弘美 委 員	<p>農地法第5条の規定による届出の専決に関して、受付番号1について、転用目的がその他サービスとなっていますが、何をやられる予定ですか。</p>
事務局	<p>譲受人であるハウスメーカーの店舗と思われます。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、本日の議事はこれもちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>今日は特にございません。</p>
会 長	<p>それでは、以上もちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は、5月28日(木)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これもちまして、本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>